

研究ノート

戦時における性暴力の廃絶と＜声 / 沈黙＞の政治学

国際人権レジームの再ジェンダー化過程との関連で

土 佐 弘 之

＜はじめに＞

抑圧的な社会体系が苛酷な暴力を伴って、人間を不条理の死や苦痛に追いやっている時、被害者の声は、規範の形成、再構成にいかなる意味を持つのか。また被害者の沈黙はいかなる意味を持つのか。沈黙とナチによる集団虐殺との関係について、トドロフは次のように引用を引きながら述べている。

「収容所に関しては、沈黙するか発言するかを決断することは中立的な行為ではない。『黙ったままでいれば、我々はまさにナチの望み通りに、つまりまるで何もなかったようにふるまうことになってしまう』とベテルハイムは述べている。またアウシュ

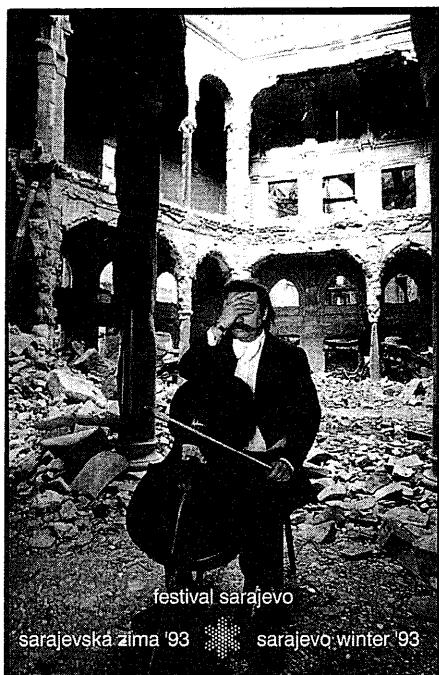
ビッツの生存者サラ・ベルコヴィッチの言葉を借りれば、『沈黙はまさに人類に対する罪である』。」¹⁾



沈黙、声そして集団虐殺との政治的関係については、最近起きたボスニアやルワンダについても同じことが言えるであろ

う。前頁の写真は、サラエボ郊外に最近できた墓地の風景である。墓碑銘を見ると、その死者の殆どがボスニア内戦のあった1991年から1995年の間に永眠についたことがわかる。その中には集団虐殺の被害者もいるかもしれない。死者たちは当然語ることができない。しかし、墓という「記憶の場所」 자체は何も語らないが、死者を知る者が立ち会えば、そこは沈黙と声のインターフェースとなり、記憶が新たな形で再生される。

右図は、サラエボ市内の図書館の廃墟をバックにしたポスター写真である。デイトン和平合意から三年経った今でも、こうした廃墟はまだ多く残されており、それは多くの人が心の中に抱えているトラウマを象徴しているかのようである。廃墟は視覚的に我々に語りかけるが、心にトラウマを持っている人の多くは語ることもできず、そのまま苦しんでいるかもしれない。しかし、沈黙の中で、その苦しみに耐えることは、まさに加害者の望み通りになるのではないだろうか。特に強姦となると、一層語ることが難しいのが現実である。しかし虐殺、強姦、その他の残虐な行為の記憶をたどり、語ることが、大きな政治的な反響を引き起こす。このエッセイでは、ボスニアやルワンダでの悲劇的事例を含む組織的な性暴力をめぐる「声の政治」を中心に、国際人権レジームの再ジェンダー化（フェミニナイゼーション）の過程、特に戦時における性暴力に関する言説空間の変容過程とその意味を検討していきたい。



結論をやや先取りして言うと、国際人権レジームの再ジェンダー化は、単に女性の人権保障が行われるようになったというだけではなく、戦時における性暴力が問題となっていく過程で、日常時における性暴力例えばドメスティック・バイオレンス（以下、DV）も問題化されていくように、今まで当たり前とされてきた戦時と平時の間の規範の二重基準性が崩れ、戦争と平和をめぐる言説空間が再編成されてきている過程ではないか、ということである。つまりフェミニズム思想が、公的領域／私的領域＝男性／女性というステレオ・タイプ的な家父長制的思考を脱構築していったと同様に、戦争／平和＝外／内という規範の二重基準性に立脚している「戦争制度」²⁾ そのものを解体する一契機を作り出しているということである。

ただし、こうした見方は、ややもすると暴力の根源を全てファロゴセントリズム（phallogocentrism）や家父長制に求める、偏向した＜基礎付け主義（foundationalism）＞にはまってしまう危険性を持っている。たとえ、オリエンタリズム批判をも取り込んで＜大文字の第三世界の女（The Third World Women）＝犠牲者＞³⁾ というステレオタイプ思考を導入し、つまり「周辺の周辺」を聖なるものとして祭り上げたところで、それは、また別の抑圧体系を産出することにつながりかねない。そこで、我々が加害者や被害者について語ることの意味を批判的に問い合わせながら、既存の抑圧体系の解体について語る必要がある。つまり、アイデンティティの囚われ人になることは十分に気をつけながら、一方で、不条理の苦しみに対する沈黙が持つ政治性を鋭く問い合わせることである。

＜Ⅰ 権力、規範と国際人権レジーム＞

国際レジームとは何か。まず、ここからして議論が分かれるところである。国際レジームの定義の際に必ず引用されるクラズナーのものによれば、国際レジームとは、「国際関係の特定の分野においてアクターの期待が収斂する明示的ないし暗示的な原理、規範、規則、意志決定手続きのセット」⁴⁾ である。しか

し、この定義に対しては非常に曖昧であるとの多くの批判がある⁵⁾。この緩やかで曖昧な定義に対して、コヘインは、国際レジームについて、「国際関係の特定の分野において複数の政府が合意した明示的な規則を伴った制度」を狭く定義している⁶⁾。

広く緩やかな定義と狭くリジッドな定義とを比べた場合、どちらがより適切か。もちろん何を分析、解釈するかによって、それは決まってくるであろうが、本稿で扱う人権レジームの再ジェンダー化という過程の問題を分析する場合は、特に人権宣言などのような宣言段階から扱ったりすることや、家父長制等の明示的に書かれていない原理、規範等を含めて分析していく関係で、前者の緩い定義を採用した方がメリットが多いので、ここでは緩い定義を採用する。

レジームの形成過程に関しては、主として三つの見方がある。まず第一は、国際社会における規範・道徳は権力関係によって規定されるという考え方で、いわゆる霸權安定論の変種である。「力が正義」という考え方方は、古くは、トゥキディデスの『戦記』中にある「アテナイとメロスの対話」にも見られる⁷⁾。また制裁を欠くものは法的システムと言えないといったオースティンに代表される見解も⁸⁾、制裁力という権力を担保にして規範の実効力が生まれると評価する点で、同種の議論と言えるだろう。

こうした考え方方に立って、国際レジームの成立を解釈するならば、自由貿易レジームを含め、多くの事例が確かに説明可能である。つまり欧米列強が優位な力を持っていたから、特に英米の霸権が続いたから、国際レジームが成立したことになる。ただし、国際人権レジームに関して言えば、霸権国であるアメリカ合衆国が、なぜ多くの人権諸条約を批准していないという事実をつけられた時、レジームを力の反映とする見方は、その説得力を大きく失ってしまう。

第二は、規範は共通利益の存在によって生み出されるというものであり、社会契約論もその一種と言えるであろう。ベンサム、ミルなどの功利主義的アプローチからの見方、つまり「個人の利益追求が規範を導く」という考え方も、

そうしたものの一つであろう。最近では、アクセルロッドの議論のように、合理的選択理論を使って規範生成を説明するものがあるが、これも同類である⁹⁾。

この見方で人権レジームの形成を解釈すると、人権レジームは、必ずしも歐米のエスノセントリズムの論理に貫かれているものではなく、各文明圏間の共通規範を軸に形成されたものということになる。その共通規範の模索は、共通利益に導かれたものということになるであろう。例えば、ジェノサイドの防止及び処罰に関する条約を、通文化的に許し難い行為を禁止する場合が各社会にとって共通利益だから成立したと解釈する場合が、そうした例にあたる。

第三は、メタ倫理は所与であり、アприオリであるという自然法の考え方である。この考え方に基づけば、人権はアприオリで、国際人権レジームの最終審級にあるということで、人権レジームはそもそも普遍的な価値を実現しようとしているだけなのだということになる。代表的な先駆者は、カントになるであろうが、まずそうしたメタ倫理を想定すること自体が、地球環境問題の示唆している通り、人間中心主義的限界を内側に抱えている。さらに、その倫理、規範を、誰がどのように制度化してきたのか、または、制度化していくのか、という政治過程の問題が看過されてしまうことになる。

つまり現実には、メタ倫理を指定し、その方向性を目指す政治的諸力同士の闘争や協調の中から、共通のルールが形成されてくる訳で、やはり実際のレジーム形成は、一番目の「力による強制的規範」と二番目の「共通利益に基盤を持った規範」の組み合わせになるであろう。ただ、規範が一度形成された後ならば、規範が行為の準拠組みとして制約要因になるし、情報的構造の一つである規範自体が独立した政治ゲームのフィールドとなる（図1参照）。特に前者の規範などの制約についての問題は、国際レジーム論においても、「レジームが独立変数として国家の行動を規制するか否か」が争われた点である。この点については、レジームの規定力があると考えるのが賢明であろう。その理由は、規範の共有は、互いの行動の予測に関する不確実性の縮減、つまり意志決定に際しての取引費用削減といった共通利益性を生むからである¹⁰⁾。

以上の議論を要約すると、レジームの当初の形成要因としては強制力と共通利益が、そしてレジームの強化、維持の要因としては、その二つに加え、規範そのものの影響力が、それぞれ重要になってくるということである。このエッセイで

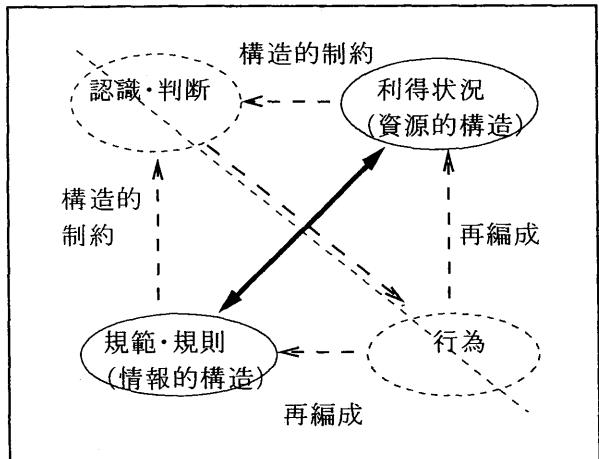


図1 ＜資源／情報＞の構造の変動過程

扱う国際人権レジームの再ジェンダー化という過程は、上記の枠組みを使って解釈すると、どうなるか？

フェミニストからよく指摘されるように、人権レジームは、そもそも男性化されたものであり、その再ジェンダー化の過程は、フェミニズム運動の過程でもあった。しかし、人権レジームのフェミニナイゼーションを、平等思想の貫徹という近代プロジェクトの作動過程としてみれば、話としては、単純な進歩史観の焼き直し、つまり陳腐な「大きな物語」の再演でしかない。しかし既に、第三世界などと称されてきた、もう一つの「周辺部」において、フェミニズム思想を別の形の文化帝国主義として非難する議論がある。この議論が的を射ているとするならば、「規範の進化」だと思われているものが、結局は「強者の論理」の継続でしかないということになる。力と規範の関係性は、人権レジームの再ジェンダー化の力学の解釈においても、問われている。

つまり、世界システム中心部の男性主導で人権レジーム形成がなされ、その後、「世界システム中心部の女性」の増大する影響力の反映として、人権レジームの再ジェンダー化が起きているということにしかすぎないのであろうか。再

ジェンダー化の過程はウェストファリア・システムの変容などシステムの質的変化とは関連がないのだろうか。レジーム形成を担う主体ということに着目すれば、後者のシステムの質的変化ということは自ずと明らかになってくる。最近よく指摘されることであるが、レジームの形成過程のプレーヤーは専ら主権国家であったのが、次第に国境を越えたNGOネットワークの影響力が無視できなくなってきたということである¹¹⁾。グローバル・フェミニズムという脱領域的アイデンティティ・ポリティクスの展開は、まさしくそうした変化を象徴している。次節以下では、そうした点を踏まえて、人権レジームの再ジェンダー化という、ヘゲモニーの均衡点の移動過程について、特に戦時における性暴力の問題を扱いながら、振り返ってみたい。

＜II 国際人権レジームの再ジェンダー化＞

人権思想が当初男性優位主義に貫かれたものであることは、しばしば指摘されるところである。例えば、フランス革命時に「女性と女性市民の権利宣言十七箇条」を発表し、その中で「女性は処刑台にあがる権利がある以上、演壇に上がる権利もある」と唱えたオリンピ・ドゥ・グージュが、結局、処刑されてから、同じフランスにおいて女性に男性と同等の選挙権を与えられるようになる迄、なんと約百五十年を要したこと一つとっても、フランスにおける人権宣言の男性中心主義は明らかであろう。男性、女性それぞれの普通選挙権が実現した時期の間に大きなタイムラグがあったことは、大抵の女性学やジェンダー研究の教科書の最初に書いてあることだが、このタイムラグの歴史こそ、フェミニズム運動の歩みでもあり、男性優位主義に貫かれた国内の人権レジームの再ジェンダー化つまりフェミニゼーションの過程でもあった。

国内の人権レジームの再ジェンダー化と共に、国際人権レジームも再ジェンダー化を余儀なくされるが、国際人権レジームと言えるものが出現するのは、かなり遅く、ナチス・ドイツによるジェノサイド等の衝撃を受けた後のことでの、実際には世界人権宣言が採択された1948年である。この時初めて所謂「宣

言レジーム」の段階に入った訳だが¹²⁾、人権宣言採択の際に社会主义諸国やサウジアラビアが棄権をしたことからわかるように、英米を主軸とする自称「民主主義」勢力の戦後構想の一環として打ち出された側面があることは、言うまでもない。こうした意味では、国際人権レジームは、霸権国による規範形成といった出自を持っていると言えよう。しかし、レジームの発展過程にしばしば見られるように、レジームを形成した当事者の意図を離れて、レジーム自体が自己発展していき、やがて当事者の行為を制限するようになっていくばかりか、当事者の選好や価値も変えていくことになる。国際人権レジームの再センター化の過程とは、まさしくこうしたレジームの自己組織化の過程そのものである。

宣言レジームとして出発した時、既に欧米先進諸国の政治はフェミニズムの第一波の洗礼を受けた後であることからもわかるように、人権宣言の文面を読む限りにおいては、男性中心主義は露骨に出でていない。但し、プラクティスとテキストとの間にあるギャップを、どうやって埋めていくかという問題の解消は、その後の人権規約や個別の人権条約（特に女子差別撤廃条約）を通じたレジーム強化の段階を待たねばならなかった。

ただ男女の平等を目指すといつても問題は些か複雑である。いわゆるシャドーワークの問題と絡んだ、生産局面における構造的な男女不平等の問題つまり経済的資源へのアクセス問題、そして、そのシャドーワークを強要する男女分業論とそれを支える家父長制的価値観の再生産の問題、さらにこうした不平等性を最終的に担保する家庭内外における暴力の問題が、相互に絡まっているからである。不平等の起源について、フェミニスト経済学者ならばシャドーワークに、平和研究志向のフェミニスト政治学者ならば男性の女性に対する暴力、社会的構築主義の立場をとる社会学者ならば家父長制的文化に、それぞれ原因を求めるであろう。しかし実際には構造主義的な思考が求めるようなく決定的な最終審級>は存在せず、上記のそれぞれの要因が絡み合いながら不平等構造を補強している。ただ、ここで一つ強調しておかなければならないことの

一つは、規範など言説をめぐる政治ゲームの相対的独自性を考慮すれば、史的唯物論者の批判とは違い、女性の人権問題に焦点を当てることが必ずしもリベラル・フェミニズムの陥落に陥いることを意味しないということである。

人権論に対する批判の前例としては、マルクスの『ユダヤ人問題に寄せて』の一節が、しばしば引用される。

「自由という人権の実際上の適用は、私的所有という人権である。——したがって、私的所有という人権は、任意に、他人と関わりなしに、社会から独立に、自分の資産を享受したり処分したりする権利、つまり利己の権利である。先に述べた個人的自由と、いま述べたそれの適用とが、市民社会の基礎となっている。市民社会は、各人が他人のなかに自分の自由の実現ではなく、むしろその制限を見いだすようにさせているのである。——ここで用いられている非政治的な意味での平等とは、いま述べた自由の平等ということにはほかならない。」¹³⁾

こうした批判をリベラル・フェミニズムに対する批判に「翻訳」し直すと、「既存の権力構造を温存したまま、その中の女性の個人的自由や平等を求めるても、その目的は実現できない」ということになるであろう。マルクス主義のリベラリズム批判の鍵は＜所有とそれに関連する自己決定権（階級問題）＞であるが、フェミニズム論の文脈で言えば、それは女性の自己決定権であろう。男性中心主義的な人権ディスコースや権力構造を所与のものとした上で男女平等を目指しても、その女性は、ちょうどキャリア志向の女性会社員が会社のメカニズムに組み込まれていくように、結果として男性中心主義的な権力システムに回収されていくだけということであろう。しかし、対抗的な社会運動が、正統性を持った支配的な言説を逆手に利用して、支配的な言説を脱構築していった結果、支配的な言説の内容そのものがずれしていくことはありうることであり、その場合は、実際の権力構造そのものも大きな影響力を受け変容することになるであろう。

次節以下では、特に、戦時における女性に対する性暴力をめぐる支配的言説

の変化、規範の再編成過程を通して、人権レジームの再ジェンダー化の過程の持つ意味について検討する。恐怖、暴力からの自由という「女性の平和的生存権」や女性の自己決定権の確立という一見政治的リベラリズムの枠の中での変革の試みが、権力の枠組みそのものを変化させているのであろうか。

<Ⅲ 従来の国際人道法等における「戦時における性暴力」の取り扱い>

戦時における女性に対する性暴力に関する支配的言説について検討するとなると、当然、国際人道法における女性の取り扱いが問題になってくる。戦時における性暴力を非合法化しようとする動きは、人道法そのものの沿革と、かなり重なり合うところがある。例えば、「国際法の父」とされるグロティウスは、戦争つまり正戦というものを認めた上で、戦争の仕方について自然法の制約があると述べるが、その中で、「婦女子」を守るべき対象として挙げている。戦争を不可避とみなした上で、「人道的観点」から、戦争の仕方に制限を加えるという考え方方は、一九、二〇世紀以降のジュネーブ諸条約に受け継がれていくことになる。そうした考え方の一環として、非戦闘員、特に女性や子供の保護が明記されることになる。

しかし非戦闘員、特に女性の保護に関する国際人道法の規定には、基本的な問題点がある。まず第一の問題点は、国際人道法自体が、紛争解決の手段として戦争を容認しながら、戦争の遂行形態をより人道的なものにしようという矛盾を当初から抱えているという点である。国家間の戦争を不可避とする考え方、つまり紛争解決の一手段として戦争がありうるという了解が、通文化的に共有されているとすれば、それは一種の国際レジームと言って良いであろう。ネオ・リアリストが国際的無政府状態と称しているものは、実は国家主権原則の上に成立した戦争制度という国際レジームと言って良いかもしないということである。国際人道法は、まずこの「レジーム」を出発点としている。同時に国際人道法は、人道主義や基本的人権に軸足を置いている。これは、明らかな矛盾であり、こうした意味では、国際人道法は当初から、国家主権と人権の

間を揺れ動くアンビヴァレントな性格を有している。当然、国際人道法に基づいて活動する国際赤十字委員会などについても、こうした問題はつきまとう訳で、しばしば指摘される点もある¹⁴⁾。

但し、最近になってから、こうした矛盾が克服される動きが出てきていることは付け加えておいた方が良いだろう。例えば、国際人道法の人道主義を前面に押し出すことで、地雷製造、輸出、使用などの既得権益を持つ世界的な軍産複合体の抵抗を押し切り、対人地雷の禁止の流れを作った廃絶運動の例に見られるように¹⁵⁾、人道法の力点が次第に国家主権から人権へとシフトし始めている。こうした動きは、後述するように女性の人権保護という問題と絡み、戦時における性暴力問題に対する姿勢の変化にも大きな影響を与えることになる。

そして第二の問題点は、規範とその現実的な適用との間のギャップであるが、これは、非明示的なレジームと言っても良い家父長制と密接に関係する問題である。例えば、国際人道法の文面には女性の保護規定があったとしても、一般的には、戦時における性暴力を、男性の性的欲望の不可避的な発露と見て、やむを得ないものとする意見が多くあった。今でも、そうした意見を持つものは依然として多く、戦時における性暴力の問題を取り扱う時、それを仕方がないこと、また性暴力問題自体が国家のレベルの大規模な政治問題からすれば「些細なこと」とする考え方方が根強い。

実際、二十世紀に入ってからも戦争時における性暴力は絶えなかった¹⁶⁾。大規模なものとして、よく挙げられるのが、第一次世界大戦時のドイツ軍兵士によるベルギー人女性に対する組織的強姦や日中戦争時の南京における日本軍兵士による中国人女性に対する無差別強姦であろう。第二次世界大戦時、ベルリンだけでドイツ人女性の約十万から九十五万人がソ連軍兵士による性暴力の被害にあったとされている。また同じ第二次世界大戦時、日本軍はアジア太平洋の広範な地域で約二十万人に及ぶ女性を「従軍慰安婦」という性奴隸制の下で酷使した。

こうした性暴力が、主権国家体系の価値構造に内在する男性中心主義ないし

家父長制の表出といった側面があることも、しばしば指摘される通りであるが、戦時における性暴力を非合法化すべきだという考えがあったとしても、その中には、女性の権利としてよりも、むしろ男性の所有権の侵害という家父長制的な文脈で語られているものがあることに注意する必要があるだろう。実際、後述するように、国際人道法において、強姦は、当初、名誉と尊厳に対する罪として扱われてきた。また、女性に対して性暴力がふるわれた場合、男性の名誉が傷つけられたとされ、事実が明らかにされた場合、むしろ被害者が社会の中の居場所を失う。また、こうした事態を避けるために、事実は伏せられる。性暴力を非難されるべき行為だとしながらも、今まで公的な歴史記述では殆ど触れられず、隠匿されてきた。例えば、先に触れたドイツの事例については、暗黙の事実となっているにもかかわらず、未だ公的な記録や証言は殆どないし¹⁷⁾、「従軍慰安婦」についても、金学順らの勇気ある証言や研究者などによる史料の発掘がなければ、未だに闇に葬り去られていただろう。

以上のように国際人道法における性暴力の従来の取り扱いについては問題点があったものの、第二次世界大戦後、国際人権レジームの形成過程に沿う形で、曲がりなりにも、「戦時における性暴力」を積極的に取り上げる場合が見られるようになっていく。その契機を作ったのは、東京裁判であろう¹⁸⁾。勝者による裁判として批判の多い東京裁判であるが、ジェンダー法学の観点から、国際法学者アスキンなどは、東京裁判の積極的に評価すべき点は、戦時における性暴力、特に強姦を二次的ながらも積極的に戦争犯罪として裁こうとしたことであるとしている¹⁹⁾。

具体的には、極東国際軍事裁判所条例の第五条に、「本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪につき個人として又は団体構成員として訴追せられたる極東戦争犯人を審理し処罰するの権限を有する」とあるが、その犯罪の一つ「人道に対する罪 即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放その他の非人道的行為」の中に、強姦などの性暴力を含めて積極的に解釈したというものである。例えば、A級戦犯の（侵略戦争の容疑）の中には、南

京占領時における集団強姦を二次的ながらも虐殺と共に容疑事実として争っている。さらにC級（人道に対する罪）戦犯では、バタビア裁判・判決二三一の中で、三十五人のオランダ人女性などに対する人道に対する罪、すなわち強制売春、またそれを目的とする女性誘拐、強姦、収容所での虐待によって、日本軍人數人が処罰されている²⁰⁾。

但し、後者の裁判においては、インドネシア人女性等に言及がないことからもわかるように、特に白人男性の所有権が野蛮な日本人によって侵されたというレイシズムないしオリエンタリズムの匂いを嗅ぎ取ることは可能だ。つまり＜日本人は「野蛮」だから、組織的な強姦等に走ったのだ＞といった、西欧「文明」側の蔑視の視線が、全くないと言えば無理があろう。「人道に対する罪」という概念も、OED等によると、一九世紀半ば以降、奴隸制に対して使われ始め、それが、その後、1915-18年のトルコによるアルメニア人虐殺に対して使われたもので、「野蛮なイスラーム教徒による無辜のキリスト教徒虐殺」というエスノセントリックな解釈を強く含んだ概念になったことに注意すべきであろう。しかし、規範がたとえ、そうしたエスノセントリックな「普遍主義」によって設定されたとしても、その規範が逆に設定者をも拘束する場合があることは先に触れた。つまり、国際レジームが霸権国主導で設定されたとしても、そのレジームは霸権国の行動をも拘束することになる。つまり、戦時における性暴力が、戦後になって実際に裁かれる対象になったという点では新たな段階に入ったと言えるかもしれない。

その後に結ばれた国際人道法、いわゆるジュネーブ諸条約には、戦時の性暴力から女性は守られなければならないという趣旨の文面が盛り込まれた。具体的には、「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第四条約）」の第二七条には、「被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。(中略) 女子は、その名誉に対する侵害、特に、強姦、強制売淫その他あらゆる種類の猥褻行為から特別に保護しなければならない」とある。先に触

れたように、強姦を名誉に対する侵害と位置づけ、特に家族としての権利に従属させており、女性の権利としては認めていなかったが、それでも初めて明確に禁止行為に列挙した点で一步進んだ形になった。

また性暴力について直接言及はないものの、それと関連する条項としてジュネーブ諸条約の共通第三条の禁止される行為つまり「(a) 生命及び身体に対する暴行、特にあらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問、(b) 人質、(c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇」や第四条約の第一四七条の重大な違反行為つまり「殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与える、若しくは重大な傷害を加えること」などが適用されるべき条項として考えられ、のちに旧ユーゴ国際裁判所では、性暴力を拷問行為として解釈されるようになった。

しかし、こうした変化にもかかわらず、アジア・アフリカなどでの「民族」解放戦争や内戦（その多くが冷戦の代理戦争という性格を持っていたが）において、数多くの女性が再び性暴力の犠牲になっていった。例えば、バングラディッシュ独立戦争時においては、その強姦被害者数は約二十万人にも及んだという。またアメリカが介入したベトナム戦争においても、双方の政府軍、民間兵などによる恒常的な性暴力が問題となつた²¹⁾。こうした事態を受けて、1974年の「緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言」が採択された。その前文4項においては、「武力紛争、外国領域における軍事行動またはいまだ植民地支配の下にある領域における軍事行動にたずさわっている国は、戦争の惨禍から女子及び児童を救うためにあらゆる努力をしなければならない。特に女子及び児童からなる文民たる住民に対する迫害、拷問、懲罰上の措置、品位を傷つける取り扱い及び暴行のような措置の禁止を確保するためにすべての措置をとらなければならない」とうたっている。

また1977年には、「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関しジュネーブ諸条約に追加される議定書（第一追加議定書）」が採択され、その第七五条二項においては、文民により行われるか軍人により行われるかを問わず禁止されている行

為として、「個人の尊厳に対する侵害、特に侮辱的で品位を傷つける取り扱い、強姦、強制売淫及びあらゆる形態の猥褻行為」を明記している。また内戦型地域紛争が多いことから、同年同時に採択された「非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、ジュネーブ諸条約に追加される議定書（第二追加議定書）」においても、同様に、その第四条二項において、「個人の尊厳に対する侵害、特に侮辱的で品位を傷つける取り扱い、強姦、強制売淫及びあらゆる形態の猥褻行為」をいかなる時にも、またいかなる場所においても禁止されている行為としている。

しかし、これらの諸条約があるにもかかわらず、地域紛争などにおいて、性暴力は依然として頻繁に起こり、また加害者が裁かれることも殆どなかった。国際法の文面上の規定と実際の運用に大きなギャップが生じる大きな理由は、国内においても性暴力を容認する状況があることが挙げられるであろう。国内においても性暴力を容認する状況があるのに、戦時における性暴力を厳しく取り締まることができないのは当然であろう。そこで、戦時における性暴力の廃絶を目指した動きが新たに展開するためには、平時における女性に対する暴力の廃絶運動との連動が必要であった。

＜IV 国際人権レジームの再ジェンダー化過程における「戦時における性暴力」問題＞

【新たな時代的文脈】国際人道法における戦時の性暴力の取り扱いに現れた変化の背景には、特に国連ロビー周辺における女性 NGO のネットワークの拡大とその影響力の増大がある²²⁾。具体的には1975年の第一回世界女性会議（メキシコ・シティ）、1980年の第二回世界女性会議（コペンハーゲン）、1985年の第三回世界女性会議（ナイロビ）、1995年の第四回世界女性会議（北京）といった一連の国際会議を中心に取り結ばれた女性 NGO ネットワークの拡大、それに伴う影響力の増大の過程で、1979年には女性差別撤廃条約が、1993年には「女性に対する暴力廃絶宣言」がそれぞれ国連総会で採択された²³⁾。一連の国際会議に実際に参加した NGO の数は、1975年114、1980年138（うち女性 NGO

24)、1985年163（うち女性 NGO 36）と回を重ねるごとに増えていっただけではなく、メキシコ NGO 会議を期に、NGO のネットワーク組織である国際女性権利擁護センター（The International Women's Tribune Centre）が結成されたりして²⁴⁾、女性 NGO ネットワークが次第に緊密になっていった²⁵⁾。こうしたネットワークの意味は、情報の共有、また共通した問題の発見、さらにそれらを通じた連帯感の醸成であろう。

国際人権レジームの再ジェンダー化という観点から言えば、二番目の「共通問題の発見」ないし共通利益に基づくレジーム再形成ということが重要であろう。具体的には、各地域特有の女性に対する暴力を個別に扱うのではなく、一括して「女性に対する暴力」の問題という一般的なカテゴリーで扱うようになったことは、「女性に対する暴力」を禁止するレジーム形成にとって大きな転機になったと言えよう。つまり、北米やヨーロッパなどの先進諸国で問題となっている強姦や DV、北部アフリカのイスラーム社会に見られる女性性器切除（Female Genital Mutilation. 以下、FGM）、インドのサティ（寡婦殉死）やダウリー（持参金）に関連した嫁に対する殺傷、アジアやヨーロッパにおける性的奴隸制の問題、またラテン・アメリカにおける拷問としての強姦など個々別々に見えるかのような問題を、エスノセントリズムを乗り越える形で取り組むべき共通課題としてアジェンダ設定したことは、グローバル・フェミニズムによる人権レジームの再ジェンダー化を大きく進めることになった。

その際に、DV も含められるようになったこと、また平時における女性に対する暴力を廃絶することが、国際社会における暴力廃絶につながるという意識が持たれるようになったことも特筆すべきことであろう。つまりフェミニズム思想の十八番である「公私二項対立の脱構築」という戦略が暴力の問題にも適用され、女性に対する暴力を、「公的、私的領域を問わずジェンダーに基づく、死または物理的、性的ないしは精神的障害、苦しみを女性にもたらす行為」としたことで、暴力に関する＜公／私＞の境界を打ち破ることになった。

さらに人権 NGO ネットワークと女性 NGO ネットワークとの緊密な協力関

係の進展に見られるように、「女性の権利は人権である」という認識が強まっていったことも、この時期の変化であろう²⁶⁾。先に触れたDVなどの問題が示しているように、従来の人権に関するディスコースに見られた＜公／私＞の分離区分が壊され、新しい人権ディスコースが編成されていくことになる。また人権ディスコースのターミノロジーが、フェミニスト的視点からの暴力問題への新たなアプローチを生み出すことになり、＜戦争／平和＞の言説空間も再編成されることになる。それと共に、戦時における性暴力問題についても厳しい基準設定がなされるようになっていった。

【沈黙から声へ】しかし実際に、戦時における性暴力についての積極的な取り組みがされるには、元「従軍慰安婦」・金学順らによる旧日本軍の性奴隸制に対する告発、さらにボスニア、ルワンダの両内戦における広範かつ極めて残虐な性暴力といった、一連の問題提起が必要であった。特にボスニア、ルワンダ両内戦の衝撃は深刻で、女性の性暴力被害者についてだけ見ても、旧ユーゴスラヴィアで二万から五万人、ルワンダでは約五十万人ともいわれている。ルワンダの場合、強姦によって意図的にHIVを感染させる事例が報告されており、またWHOの報告によると、特に農村部において1994年の虐殺以後、HIV感染者の数が急増しているという。手斧によって切り刻まれることから運良く免れた女性が、結局HIV感染によって苦しんでいるという報告もなされている²⁷⁾。内戦以前から排他的な集団的アイデンティティを創出するために、性暴力に関する意図的な情報操作が行われたことが指摘されていることからもわかるように²⁸⁾、ボスニア、ルワンダの両者ともボディー・ポリティクスとアイデンティティ・ポリティクスとが非常に密接に関係していた特異な事例である²⁹⁾。

ナチスによる集団虐殺以来の残虐な行為がヨーロッパで行われたということから、再び「啓蒙の弁証法」問題をつきつけた形となったボスニアの場合、内戦が本格的に始まったのは、1992年4月からである。しかし、いわゆる「民族浄化」やその延長上で集団強姦等行われている事実が、国外のメディアで報道されるようになったのは、同年8月ごろからで、その先駆けは新聞『ニュー

ズデイ (Newsday)』のガットマン (Roy Gutman) 記者による一連のレポートである³⁰⁾。しかし、こうしたレポートも、戦争にはよくあることといった受け止められ方をされた³¹⁾。

組織的な集団強姦などが深刻な問題となったのは、ようやく12月のことでのこと、この時期に至って、UNHCR や国際赤十字などが、こうした非人道的行為が広範囲にわたって存在していることを認めるようになった。こうした組織的な強姦行為に初めて言及した公的な文書としては、「旧ユーゴスラヴィアにおける国際人道法違反に関する調査専門者委員会」のバシウーニ (Cherif Bassiouni) 委員長による最初の暫定報告書が挙げられる³²⁾。同委員会は、1992年の国連安保理決議780に基づき結成されたものであるが、その最終報告書は1994年5月、国連安保理に提出されている³³⁾。その最終報告書のパートIV「実際の調査結果」の中では、F「強姦および他の性的攻撃」という項目を設け、組織的かつ大規模な性的暴力の事実を報告している。その中でも興味深い事実として、国際社会の注目が集まると共に性暴力の件数が減るという相関関係が指摘されていることだ。具体的には、性暴力に関するマス・メディアの報道は、1992年3月時点での二、三件程度から、1993年1月の535件、1993年2月の529件と急増しているが、一方、性暴力の頻度が高かったのは1992年3月から1992年末にかけてだけで、その後は殆ど起きていないという。このようなことから一連の性暴力は、民族浄化政策の一環として指揮官によって意図的に行われたことを示唆していると報告している。また国連人権委員会が任命したマゾウィスキ (Tadeusz Mazowiecki) 特別報告者も同様に、1993年2月に提出している旧ユーゴスラヴィアにおける人権状況に関する報告書の中で、民族浄化の一環として広範で組織的な性暴力が行われている事実を指摘している³⁴⁾。

国連の調査報告と相前後して、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ワッチなど人権NGOによる調査レポートも相次いで出された³⁵⁾。また商業雑誌でも、Ms. がその1993年7-8月号でキャサリン・マキノンによる特集記事「強姦をポルノグラフィーに：ポスト・モダン的虐殺」を掲載

したほか、1993年10月20日には、ポール・ルイス記者による、集団強姦・虐殺についてのレポートが新聞『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された。『ニューヨーク・タイムズ』の記事が公けにされたのと同じ日には、クロアチア母親機構のメンバーたちが、ニューヨークへ赴き、集団虐殺と共に集団強姦が行われている事実について証言した³⁶⁾。

このように様々なメディアを通して、ボスニア内戦における組織的な性暴力行為の存在がようやく認知されていった訳だが、その性暴力の残虐性、また規模の大きさなどから、ボスニアにおける一連の性暴力は、象徴的悲劇としての性格を帯びるようになっていった。先に触れたバシウーニ・レポートは、ボスニアでの性暴力を、①略奪や襲撃に付随して行われるもの、②戦場において公然と行われるもの、③拘束中の女性に対して行われるもの、④民族浄化政策の一環として恐怖と屈辱を与えるために行われたもの、⑤主として兵士に性的満足を与えるためにホテルなどに強制収容した女性に対して行われたもの、といった五類型に分けているが、ボスニア内戦における特異な性暴力は、やはり④のタイプであろう。ボスニアにおける強姦形態については、ブラウンミラーは、従来から戦場で繰り返してきたものと同じと解釈するが³⁷⁾、アレンは、ブラウンミラー説を批判して、セルビア側が行った虐殺と一体化した強姦は歴史的にも初めての特異な事例だと主張しているが³⁸⁾、やはり、その特異性から見て、アレン説の方が現実に近そうだ。

【レジームの強化】数多くの集団的虐殺、そして組織的強姦の事例を前にすると、「自然法など存在しないし、道徳的範疇は流行のように変わりやすい」³⁹⁾といった、アウシュビッツに対して発された言葉が再び口をつきそうになる。しかし、聞くに耐えない話が、いくつもメディアを通じて流通するとなると、座視できなくなるのが大衆心理でもある。結果として、犯人探しと処罰体系の強化がなされることになる。実際、先に触れたように、グローバル・フェミニズムによる「女性に対する暴力」への糾弾が激しくなり、今まで被害者が沈黙を余儀なくされてきた「戦時における性暴力」についても、勇気ある証言を通し

て、陰蔽されてきた事実が明らかにされるようになった。こうした一連の動きが、新たな基準設定および制裁措置を含めた履行監視制度などの人権レジームの強化を促した。

具体的には、ジェノサイドそのものを裁くことを目的として、1993年5月の安保理決議827に基づき設けられた旧ユーゴ国際裁判所であるが⁴⁰⁾、その裁判所規定の第五条（人道に対する罪）の中で、「国際裁判所は、武力紛争において文民に対して直接行われた次の犯罪について責任を有する者を訴追する権限を有する」とした上で、その人道に対する罪の具体的項目の中に史上初めて「(g) 強姦」を明記した。こうした規定は、翌年の国連安保理決議955に基づき設置されたルワンダ国際裁判所においても同様に設けられた。

実際に、旧ユーゴ国際裁判所の場合、20件のうち6件の起訴において強姦容疑を挙げているし、ルワンダ国際裁判所の場合においても、2件について強姦容疑をもって起訴している。前者では、エルデモヴィッチ被告は、強姦を含めた「人道に対する罪」の容疑で起訴され、強姦の被害者自身が証言者として法廷に立った⁴¹⁾。戦時にはよくあることと黙認されてきたことが、戦後にも清算されることなく裁かれるという前例をつくったという意味では、旧ユーゴ国際裁判所のケースは、大きな前進であったと言えるだろう⁴²⁾。

また1993年6月にウィーンで開かれた世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」においても、同宣言のⅡB38条において、公私両面における女性に対する暴力の廃絶が重要であることが確認された。また、同宣言は、武力紛争状況における女性の人権侵害、とくに殺人、組織的強姦、性的奴隸および強制的妊娠を含む全ての人権侵害に対して実効的な対応をとることを各国に促すと共に、女性に対する暴力についての宣言を国連総会で採択するように呼びかけた⁴³⁾。

こうした動きに呼応する形で、同1993年12月の国連総会において、「女性に対する暴力廃絶宣言」が採択された⁴⁴⁾。この中で、1985年に採択された「女性進出のためのナイロビ戦略」のパラグラフ258の内容、つまり「女性に対する暴力

は、国際社会の公正、発展そして平和に対する障害である」という認識を確認した上で、FGM 等の伝統的慣行や DV などを含めた、ジェンダー的差異に立脚した全ての形態の暴力を、廃絶の対象とした点が、大いに着目された。DV などを射程に入れたことで、フェミニズム思想の十八番でもある「公私区分の脱構築」を促し、結果として暴力に関する言説空間そのものの再編成をも促した。その一方、FGM を取り上げたことで、フェミニズム思想の出自問題つまりエスノセントリズム、さらに言えば文化帝国主義の問題をも、逆につきつけられることになった。後者の問題は、さらに1994年の国連世界人口会議（カイロ）で、「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」との関連でも議論されたことはまだ記憶に新しいところであろう。

フェミニズムの文化帝国主義性を回避する戦術として、スーダンの FGM もアメリカの DV も、そしてボスニアやルワンダの性暴力も、全て「女性に対する暴力」と括り、それに対抗するグローバル・フェミニズムを定立することで、つまり共通利益に立った人権レジーム形成を目指す方策がとられた。つまりオリエンタリズムとフェミニズムの捻れを回避するためには、つまり野蛮な社会における性暴力といったエスノセントリズムの視線を持たないようにするためにには、自文化内における女性に対する暴力を同時に扱い、それと彼方の FGM の問題とを並列に扱うことで共同戦線を持つことが重要になってくる訳で、その延長上で「女性の権利は人権である」という基本的立場が採択され、1995年の第四回世界女性会議（北京）の「北京宣言」でも、確認された。

人権問題としての「女性に対する暴力」については、「北京行動要領」で、D 「女性に対する暴力」や E 「女性と武力紛争」において取り上げられ、「平和は、女性と男性の平等及び開発と解き放し難く関連しあっている」という認識に出発しつつ、「武力紛争下における女性の人権の侵害は、国際人道法及び人道法の基本的原則の侵害である」ことを確認している（131パラグラフ）。さらに1998年7月にローマで採択された国際刑事裁判所設立条約では、その第七条の「人道に対する罪」の一項目として、「(g) 強姦、性的奴隸、強制売淫、強制妊娠

(forced pregnancy)、強制不妊又は同様の重大性を有する他の性暴力」が明記された。先の旧ユーゴ国際裁判所やルワンダ国際裁判所は安全保障理事会決議に基づくアドホックな裁判所であったが、今度は常設の国際裁判所が戦時における性暴力を裁きの対象にしたことは大きい。さらに、ボスニア内戦の際に主としてセルビア側によって組織的になされた「強制妊娠」といった行為を念頭に置き、性暴力の具体的事例の中に、それが書き加えられた。

【事実調査、分析、提言】こうしたレジーム強化の動きと同時に、女性に対する暴力に関する包括的な事実調査が国連などによってなされた。まず宣言が採択された翌年1994年3月4日、国連人権委員会では「女性の権利を国連人権機構に組み込む問題および女性に対する暴力廃絶」という決議が採択されたが⁴⁵⁾、その際、三年任期の、女性に対する暴力に関する特別報告者としてスリランカ出身のラディカ・クマラスワミを指名した。

クマラスワミは、既に同1994年12月に、予備レポートを、1996年1月には、主として国家による性暴力についてのレポートを提出している⁴⁶⁾。さらに内戦時における性暴力の問題については、ルワンダに関する特別レポートを別途1998年2月提出している⁴⁷⁾。また1996年1月には、日本でクマラスワミの名を一躍有名にした、「従軍慰安婦」についての特別レポートを提出している⁴⁸⁾。さらに、これとは別に、戦時における組織的な性暴力及び性奴隸制などについては、クマラスワミ・レポートとは別に、シャベツの予備レポートが1996年7月に⁴⁹⁾、また「従軍慰安婦」についての詳細な別記を伴ったマクドウガル・レポートが1998年6月に⁵⁰⁾、それぞれ国連人権委員会・少数者の差別防止及び保護に関する小委員会に提出されている。

クマラスワミは、「武力紛争時における女性に対する暴力」について、まず予備レポートの第IV章セクションC「国家によって行われ、または黙認されてきた暴力」の中で第261パラグラフから第292パラグラフにわたって触れているほか⁵¹⁾、1998年1月に提出されたレポートでは、三章構成の第一章全体をあてて、詳細な報告を行っている。後者のレポートで報告されている事例は、アフガニ

スタン、アルジェリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、インドネシア（東ティモール）、グアテマラ、ハイチ、インド、日本、リベリア、メキシコ、チベット、ペルー、ルワンダ、スリランカ、アメリカ合衆国の十五カ国に及ぶ。こうした事例報告を行った後で、国内外の必要な法的措置や NGO の取り組み等について勧告をしている。

クマラスワミによる一連のレポートの大きな特色は、平時における女性に対する暴力と戦時におけるそれを同列に並べて論じ、性暴力を含め「女性に対する暴力」の背景要因をえぐり出そうという点にある。つまり、女性に対する暴力について、平時と戦時とを同時に扱ったことに加え、私的空間（家庭内など）と公的空間とを同時に扱った点で、さらに性暴力を女性に対する暴力一般の中に含めながら、文化的差異を越えたグローバル・フェミニズムの可能性を指定したところに大きな特長があると言えるだろう。

まず性差別主義ないし家父長制と言っても、その形態は様々である。その様々な家父長制に基づく性暴力の形態も様々である。例えばインドのヒンドゥー社会におけるサティやドーティーの慣習、北部アフリカのイスラーム社会で見られる FGM の慣習などがあるが、これらの儀礼的暴力をまとめて扱い、さらに戦時における性暴力をも含めて、性差別主義に基づく暴力という共通カテゴリーの下におくことにより、それに対抗するフェミニズムを文化的な差異を越えたグローバル・フェミニズムに変える。これが、クマラスワミ・レポートなどがとっている戦術である。

こうした考え方を過激に表現してきた一人に、メアリー・デイリーがいる。次は、彼女の主著 *Gyn/ecology* の一節である。

「家父長制自身が、地球全体を覆う普遍的な宗教であり、その本質は屍姦症である。いわゆる諸宗教は、家父長制を正当化しながら、その家父長制という広大な傘／天蓋の下に寄り添う単なるセクトにしかすぎない。諸宗教には様々なヴァリエーションがあるが、それらの本質は同じである。仏教、ヒンドゥー教からイスラーム教、ユダヤ教、キリスト

教、それからフロイド主義、マルクス主義、毛沢東主義といった世俗的な派生物まで、全てが、家父長制という大きな建物の土台を構成しているにすぎないのである。これら全ては、アノミーから身を守る男性用シェルターとして打ち立てられた。宗教の全セクト共通の象徴的なメッセージは、＜女性は恐るべきアノミーである＞ということである。その結果として、女性は男性の恐怖の対象となり、＜敵＞を具現化したものとなり、家父長制の全戦争において攻撃の対象となるのである。⁵²⁾

極めて明瞭ではあるが、こうした見方の難点は、行き過ぎた「基礎付け主義」であろう。責任の所在を、家父長制ないし性差別主義、そして、それを体現する戦争犯罪者に求め、その責任を告発することは、確かに道徳的な充足感をもたらす。家父長制を敵視するあまり、全ての原因を家父長制に求めている点で、これは明らかに、「悪を取り除きさえすれば、調和が再び実現されるはずだ」という楽観的な信念をもった反ユダヤ主義」と同じ、生け贋を求める論理また「罰する欲望」に⁵³⁾、はまってしまう危険性をあわせもっている。

さらに、もう一つの難点は、家父長制に対する一枚岩のシスターフッドを想定してしまっている点である。こうした問題点を乗り越えて、また「白人・中産階級・ヘテロセクシズムを基盤とするフェミニズム」という文化帝国主義の汚名を返上し、共通利益に基づきながら、多様なフェミニズムが、グローバル・フェミニズムというアドホックな連合を形成していくことは可能であろうか⁵⁴⁾。そうした点も含め、人権レジームの再ジェンダー化の際の今後の課題について触れながら、このエッセイを終えようと思う。

＜結びにかえて：フェミニスト・エシックスの可能性？＞

冷戦終焉後、内戦型地域紛争が増加し、それに伴い、一般市民、特に女性が性暴力に晒される頻度が高まった。こうした犠牲者のフェミニゼーションがさらに悪化したのは、エスニシティーをベースに民衆を動員する狡猾な政治指導者の企みによるところが大きい。エスニック・ポリティクスの延長上で行わ

れる内戦では、集団的アイデンティティ間の境界線確定さらに集団的アイデンティティの強化が極めて重要になってくるが、そうした際に象徴としての性暴力が行使され、まさに女性の身体がアイデンティティ・ポリティクスの戦場にされた。

ハンス・ペーター・デュルは、歴史的に繰り返される性暴力を前にして、啓蒙主義的な進歩的歴史観を一蹴している。彼女は、特にエリアスの＜文明化の過程＞の議論つまり「＜無数の規則や禁止令＞が実際に自己規制となり、戦時中も平時も攻撃性や残虐行為、それらによる＜快楽＞三昧が押さえられるようになった」という考え方に対して、絶えることのない性暴力の事例を延々と列举した上で疑問を投げかけている⁵⁵⁾。しかし、暗い材料ばかりではない。

本論で触れたように、戦時における性暴力だけではなく、FGM やサティー、ダウリーにまつわる嫁殺し事件など、異文化の儀礼的性暴力も同様に、女性の人権という観点から、廃絶の方向へと働きかける具体的な動きが近年起きていく。戦時における性暴力に限って言えば、国際人道法自体が人権重視の方向へシフトしていくのと平行しながら、ジェンダー的観点が積極的に取り込まれるようになった。

こうした国際人権レジームの再ジェンダー化は、女性側の影響力の増大、特に女性 NGO、人権 NGO のネットワークによるレジーム形成、強化への影響力行使といった形で進んでいった。このブーメラン効果⁵⁶⁾とでも言うべき国際政治力学の出現は、まず第一に、各文化固有の性暴力を一括りにして家父長制として、それに対抗する形でグローバル・フェミニズムが形成されたことによる⁵⁷⁾。そして第二に、そのグローバル・フェミニズムを包み込むような形でグローバル市民社会が形成され、それが国境をバイパスし国際人権レジームを積極的に強化しつつ、主権国家や家父長制的政治体系に対して圧力を行使し始めたことである（図 2 参照）。

こうした変化の結果、確かに旧ユーゴ国際裁判所、ルワンダ国際裁判所、そして国際刑事裁判所の事例に見られるように、戦時における性暴力の廃絶へ向

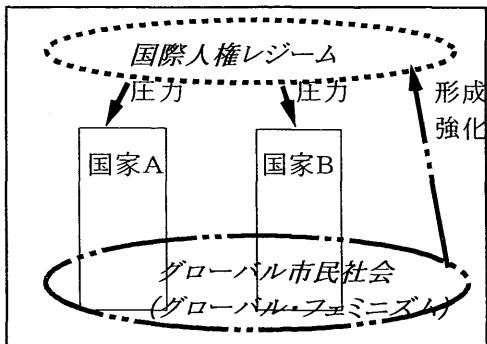


図2 ブーメラン効果

けた具体的な動きが見られるようになってきたが、ただ楽観的な見通しばかりだけではない。まず、そもそも「戦時における性暴力」に関する一連の変化は、ボスニア、ルワンダにおける組織的な虐殺、強姦といった「信じられないような出来事」、つまり「虚構の純粋な集団的ア

イデンティティの追求に伴った、性差別主義という日常的価値の過剰な演出」を契機として始まったことを今一度想起する必要があるだろう。また、再び人権レジームの再ジェンダー化は、その歩みを止めているどころか逆行しているという指摘もある。

マクドゥガル・レポートが指摘しているように、それを実際に裁こうとする際の障害となっているのは、一つには「政治的意志の欠如」であろう⁵⁸⁾。また武力紛争が起きた時、性暴力のように潜在的な性差別構造がより苛烈な形で表出するのは、どこでも同じである。ゆえに、戦時における性暴力の問題を根絶しようとするならば、そうした政治的意志の欠如の背景にある性差別主義、特に平時における社会、経済、そして政治の全領域における性差別構造自体をもなくしていく、全面的なヘゲモニー闘争の継続が必要であるという結論に自然に落ち着く。

最後に指摘しておきたい問題は、そうした変革運動が依拠するメタ倫理のジェンダー性であろう。人権の再ジェンダー化、特に「戦時における性暴力」を含めた女性に対する暴力の廃絶といった動きは、明らかに正義を求めるものであり、フェミニスト・エシックスの見方からすれば、男性的な「正義の原則」に女性が同化してしまったという解釈もできなくはない。つまり、再ジェンダー化の過程の根幹にある思想は、「女性にも自己決定権を！」という、マス

キュラナイスされた自立的主体性に力点を置いていた。下手をすると、規範の形成についても「力には力で」という政治的リアリズムに陥ってしまう。これは、結局、キャロル・ギリガンらのフェミニスト・エシックスの論者が非難してきた、「関係性を断ち切り、＜女性の声＞を排除する形で成立した」とされる男性的道徳原理への回収を意味する。また他の権利との衝突をも引き起こす⁵⁹⁾。

もちろん男性的道徳原理つまり「自立的個人主体とそれを基盤にした正義の倫理」を全面否定し、「ウェップの中で形成されるケアの倫理」を対置させるだけでは、再び二項対立の罠にはまるだけである。「ケアの倫理」は元来、公的空間に従属する「私的空間」で培われてきたものであり、また「ケアの倫理」を主張するギリガンらの議論や、また彼女の説を援用して「女性が平和のイニシアティブを握っている」という主張を展開するリアドンの平和学⁶⁰⁾も同様に、本質主義の罠にはまっているという指摘もある⁶¹⁾。こうした点を留意しながら、「ケアの倫理」を導入することで、お互いが変容していく契機をつくることができれば、相互の共通利益の幅を広げていくことができるだろう。ヘクマンも、安易に一つのオルタナティブ理論に飛びつくことに注意を促し、＜正義／ケア＞といった対立図式を脱構築する必要性を唱えた上で、「多様な主体による複数の道徳的言語ゲーム」の展開可能性を示唆している⁶²⁾。

こうした「多様な主体による複数の道徳的言語ゲーム」の可能性に留意しながら、国際人権レジームの再ジェンダー化がなされれば、多様性を包含する豊穣な倫理の地平が開かれるであろう。フェミニスト・エシックスの論者の言い方を借りれば⁶³⁾、「声を大きくするとそれは黙殺され、沈黙していると存在は忘れられる」ような状況を変えることは、まず「その黙殺ないし無視されかかっている者の声を積極的に聞く」ことで始まるということであろう。

スピヴァックも同様に、声と沈黙の関係について触れている。＜本当のサバルターンの女性＞は自ら語ることができず、その声は聞き取ることができない⁶⁴⁾。その声が聞き取れるようになったら、サバルターンはサバルターンでなくなる。つまり、倫理的な目標は、サバルターンを祭り上げるような本質主義

を迂回し、しかし単なる反本質主義に陥らず、行為主体（agent）に依拠しつつ、サバルターンそのものをなくしていくことである、と。戦時における性暴力をめぐる言説空間の最近の変容過程に、こうした変化の可能性を見て取ることができると言うと言い過ぎだろうか。

- 1) ツヴェタン・トドロフ（宇京頼三訳）『極限に面して：強制収容所考』法政大学出版会、1992年、297頁。
- 2) 戦争制度の概念については、Anatol Rapoport, *Peace : An idea whose time has come.* (Ann Arbor : The University of Michigan Press, 1992) ; John Mueller, *Retreat from Doomsday : The Obsolescence of Major War.* (University of Rochester Press, 1996) を参照。
- 3) 田中雅一「暴力の文化人類学序論」、田中雅一編『暴力の文化人類学』京都大学学術出版会、1998年、12頁。
- 4) Stephen Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences : Regimes as Intervening Variables," in *International Regimes.* edited by Stephen D. Krasner. (Ithaca : Cornell University Press, 1983), p. 2.
- 5) Marc A. Levy, Oran R. Young and Michael Zurn, "The Study of International Regimes," *European Journal of International Relations.* Vol. 1 No. 3 (1995), pp. 270 -274.
- 6) Robert O. Keohane, "The Analysis of International Regimes : Towards a European-American Research Programme", in *Regime Theory and International Relations.* edited by Volker Rittberger. (Oxford : Clarendon Press, 1993), pp. 26 -29.
- 7) トユーキュディデース（久保正彰訳）『戦史（中）』岩波文庫、1966年、352-363頁。
- 8) John Austin, "The Province of Jurisprudence Determined," in Clarence Morris, ed. *The Great Legal Philosophers.* (Philadelphia : University of Pennsylvania Press, 1971), p. 352.
- 9) ロバート・アクセルロッド（松田裕之訳）『つきあい方の科学』HBJ出版局、1987年等を参照。
- 10) 同様の議論として、以下参照。Friedrich V. Kratochwil, *Rules, Norms, and Decisions : On the Conditions of Practical and Legal Reasoning in International Relations and Domestic Affairs.* (Cambridge : Cambridge University Press, 1989),

p. 48.

- 11) 脱領域的なアイデンティティ・ポリティクスについては、拙稿「新しい情報様式とウェストファリア・システムの変容：領域性と脱領域性について」『論集（神戸女学院大学）』第45巻第2号（1998）、113–136頁、を参照。
- 12) 人権レジームの展開過程については、例えば次を参照。Jack Donnelly, "Progress in Human Rights," in *Progress in Poswar International Relations*. edited by Emanuel Adler and Beverly Crawford. (N. Y.: Columbia University Press, 1991), pp. 312–358.
- 13) カール・マルクス（城塚登訳）『ユダヤ人問題に寄せて・ヘーゲル法哲学批判序説』岩波文庫、1974年、44–45頁。
- 14) 人道的支援団体が中立性にこだわることは、結果的に支援を通じ戦争の長期化を招く一方で、その非政治的性格ゆえに交渉による解決を促進し、また戦争制度そのものを揺るがしているとして、国際赤十字委員会の活動を高く評価しているものもある。Nicholas O. Berry, *War and the Red Cross : The Unspoken Mission*. (London : Macmillan, 1997), p. 5.
- 15) 対人地雷廃絶の過程については、例えば目加田説子『地雷なき地球へ：夢を現実にした人びと』岩波書店、1998年を参照。
- 16) Susan Brownmiller, *Against Our Will : Men, Women and Rape*. (N. Y.: Fawcett Columbine, 1975), pp. 31–113.
- 17) 但し、ギャディスは、ドイツにおけるソ連兵による大量強姦といった、語られない歴史が、ヨーロッパにおける冷戦に極めて大きな心理的影響を与えたとしている。John Lewis Gadis, *We Now Know : Rethinking Cold War History*. (Oxford : Clarendon Press, 1997), pp. 286–287.
- 18) 一方、ニュルンベルグ裁判条例においても強姦を犯罪として含めなかっただし、また実際に裁かれるることはなかったが、裁判に先立って連合国側が作成した管理委員会法（Control Council Law）第一〇号においては、人道に対する罪の中に強姦を含めていた。また極東国際軍事裁判所とニュルンベルグ国際軍事裁判所とともに、人道に対する罪を戦時だけに限らず、戦前にまで遡及している。このことは、のちに戦時と平時の間の二重基準を打ち破る契機を準備した。
- 19) Kelly Dawn Askin, *War Crimes Against Women : Prosecution in International War Crimes Tribunals*. (The Hague : Martinus Nijhoff Publishers, 1997), p. 202.
- 20) 国際法律家委員会（自由人権協会・日本の戦争責任資料センター訳）『国際法から見た「従軍慰安婦」問題』明石書店、1995年、157–159頁。
- 21) Brownmiller, *op. cit.*

- 22) James Connors, "NGOs and the Human Rights of Women at the United Nations," in *The Conscience of the World : The Influence of Non-governmental Organizations in the U. N. System*. edited by Peter Willetts. (London : Hurst & Company, 1996), pp. 147-180.
- 23) A/RES/48/104. 女性の人権等に関する国連文書については、*The United Nations and the Advancement of Women. 1945-1996*. (N. Y. : The United Nations, 1996) を参照。また、国連のウェップ・サイト (<http://www.un.org/>) で、本稿で引用した国連文書は全て検索可能である。
- 24) The International Women's Tribune Centre については、次のウェップ・サイトを参照。<http://www.womenink.org/iwtc.html>
- 25) Keck, *op. cit.*, p. 169.
- 26) Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders. Advocacy Networks in International Politics*. (Ithaca: Cornell University Press, 1998), Chapter 5. Transnational Networks on Violence against Women.
- 27) ルワンダに関する話は、後述するクマラスワミ・レポートを参照。E/CN. 4/1998/54/Add. 1.
- 28) セルビア・ショービニズムと性暴力に関する情報操作については、Silva Mezneric, "Gender as an Ethno-Maker : Rape, War, and Identity Politics in the Former Yugoslavia," in *Identity Politics and Women : Cultural Reassertions and Feminisms in International Perspective*. edited by Valentine M. Moghadam. (Boulder : Westview Press, 1994), pp. 76-97.
- 29) ボスニア内戦におけるボディー・ポリティクスとアイデンティティ・ポリティクスとの密接な関係の指摘は、次の文献を参照。David Campbell, *National Deconstruction : Violence, Identity, and Justice in Bosnia*. (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1998), pp. 109-111.
- 30) Roy Gutman, "Bosnia Rape Horror," *Newsday*. 8 August 1998. ガットマンは、一連のボスニア・レポートでのちにピューリツァー賞を受賞する。
- 31) Alexandra Stiglmayer, "The War in the Former Yugoslavia," in *Mass Rape : The War against Women in Bosnia-Herzegovina*. edited by Alexandra Stiglmayer. (Lincoln : University of Nebraska Press, 1995), p. 25.
- 32) S/25274.
- 33) S/1994/674.
- 34) A/48/92, S/25341, E/CN. 4/1993/50, E/CN. 4/1994/3.
- 35) Amnesty International, *Bosnia-Herzegovina : Rape and Sexual Abuse by Armed*

- Forces.* (London : AI, 1993) ; Human Rights Watch, *War Crimes in Bosnia-Herzegovina.* (N. Y. : Human Rights Watch, 1993).
- 36) Beverly Allen, *Rape Warfare : The Hidden Genocide in Bosnia-Herzegovina and Croatia.* (Minneapolis : University of Minnesota Press, 1996), pp. 65–66.
- 37) Susan Brownmiller, "Making Female Bodies the Battlefield," in *Mass Rape*—, pp. 180–182.
- 38) Allen, *op. cit.*, p. 88–89.
- 39) トドロフ、前掲書、36頁。
- 40) ただし、この試みに対しては、反論があり、懲罰を実行する際に有効に働く機構をもっていない現状では、中立・公正という国際機関の持つメリットが損なわれ、その基盤そのものを危うくするものであるとの批判もある。Timothy D. Mok, "The Case Against an International War Crimes Tribunal for Former Yugoslavia," *International Peacekeeping*. Vol. 2 No. 4, Winter 1995, pp. 536–563.
- 41) 同被告は、禁固十年の一審判決を受けた後、控訴し、結局、人道の罪ではなく通常の戦争犯罪を犯したとして禁固五年の二審判決を受けている。以下のウェブ・サイトを参照。<http://www.un.org/icty/glance/fact.htm>
- 42) Catherine N. Niarchos, "Women, War, and Rape : Challenges Facing the International Tribunal for the Former Yugoslavia," *Human Rights Quarterly*. Vol. 17 No. 4 (1995), pp. 649–690.
- 43) A/CONF. 157/24 (Part 1), 13, October 1993.
- 44) A/RES/48/104
- 45) E/CN. 4/1994/45.
- 46) E/CN. 4/1998/54.
- 47) E/CN. 4/1998/54/Add. 1.
- 48) E/CN. 4/1996/53/Add. 1.
- 49) E/CN. 4/Sub. 2/1996/26.
- 50) E/CN. 4/Sub. 2/1998/13.
- 51) E/CN. 4/1995/42.
- 52) Mary Daly, *Gyn/Ecology : The Metaethics of Radical Feminism.* (Boston : Beacon Press, 1978), p. 39.
- 53) William E. Connolly, *The Ethos of Pluralization.* (Minneapolis : University of Minnesota Press, 1995), Chapter 2 "Desire to Punish".
- 54) 欧米中心主義的なフェミニズムについての批判及びそれに対する多様な女性の声については、Chilla Bulbeck, *Re-orienting Western Feminisms : Women's Diversity*

- in a Postcolonial World.* (Cambridge : Cambridge University Press, 1998).
- 55) ハンス・ペーター・デュル（藤代幸一・津山拓也訳）『性と暴力の文化史：文明化の過程の神話III』法政大学出版会、1997年、20頁。
- 56) 次の文献にあるブーメラン・パターンという言い方から借用した。 Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *op. cit.*, pp. 12-13.
- 57) 特に前者の点については、欧米の自文化中心主義であると非難することはたやすい。しかし、外の力を借りて自社会の男性中心主義的な支配的言説を搖るがすことが初めて可能になるという場合もある。つまり国境を越えたネットワークによって、外側から圧力をかけることでしか、抑圧的なローカルな言説・政治体系の堅固なヘゲモニーを掘り崩せない場合、エスノセントリズムを理由に外部からの介入を文化相対主義の名の下に非難することで良いのだろうか。ローカルな抑圧を黙認し続けることも大きな過ちであろう。
- 58) E/CN. 4/Sub. 2/1998/13, Conclusion, 111 para.
- 59) Hilary Charlesworth, Christine Chinkin, and Shelley Wright, "Feminist Approaches to the International Law," in *International Rules*. edited by Robert J. Beck, Anthony Clark Arend, and Robert D. Vander Lugt. (Oxford : Oxford University Press, 1996), p. 273.
- 60) Betty Reardon, *Women and Peace : Feminist Visions of Global Security*. (Albany : State University of New York Press, 1993)
- 61) J. Skjelsbaek, *Gendered Battlefields : A Gender Analysis of Conflict*. (Oslo : PRIO, 1997), pp. 33-34.
- 62) S. J. Hekman, *Moral Voices, Moral Selves : Carol Gilligan and Feminist Moral Theory*. (Cambridge : Polity Press, 1995)
- 63) Jill McLean Taylor, Carol Gilligan, and Amy M. Sullivan, *Between Voice and Silence : Women and Girls, Race and Relationship*. (Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1995), pp. 202-203.
- 64) Gayatri Spivak, "Subaltern Talk : Interviews with the Editors," in *The Spivak Reader*. edited by Donna Landry and Gerald Maclean. (London : Routledge, 1996), pp. 287-308.

Summary

Abolishment of the Sexual Violence at Wars and Politics of 〈Voice/Silence〉 :

The Re-gendering of the International Human Rights Regime

TOSA Hiroyuki

The purpose of this essay is to explore how the international human rights regime has changed due to pressures of global feminism, while focusing on the process of abolishment of sexual violence at wars.

As the warfare is the male habit, the sexual violence like rape at the time of wars has been thought inevitable and natural, and the female victims have been forced to keep silence. However responses to the sexual violence at wars recently changed. One of such examples is the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (ICTY). The statute of ICTY stipulates that rape must be punished as a crime against humanity. Although rape has been prohibited under the Geneva Conventions, it is treated as a crime against honor and dignity, which implies the value of the covert patriarchy. This shift from a crime against honor and dignity to a crime against humanity and gender indicates the fact that human rights of women have been gradually recognized even in the case of sexual violence at wars.

It is certain that recent tragedies of Bosnia and Rwanda triggered this regendering of the international human rights regime, but it is global feminism that has contributed to the transformation of discourse regarding sexual violence in the times of armed conflicts. As feminist voices

have transformed the international human rights regime, they have also begun to transmute the Westphalia System by fostering the global civil society and strengthening the international human rights regime. Although a feminist agent is likely to be replaced by a masculinized subject through seeking for justice and regendering the human rights regime, it is also wrong to jump at the alternative such as the ethic of care. However the ethic of care, in which listening to voices of the so-called subaltern women is very important, can mitigate violence of the essentialism to make the coexistence of different moral approaches possible.